

# 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について（概要）

## 1. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案

### (1) 教育課程の改善関係

小学校及び中学校等の各教科等の授業時数を以下のとおり変更し、総授業時数を増加するとともに、小学校の教育課程に外国語活動を加える。

#### 小学校の標準授業時数の改正案

区 分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
各教科の 授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭 体育					60	55
道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35	
外国語活動の授業時数					35	35	
総合的な学習の時間の授業時数			70	70	70	70	
特別活動の授業時数	34	35	35	35	35	35	
総授業時数	850	910	945	980	980	980	

(この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。)

#### 中学校の標準授業時数の改正案

区 分	第1学年	第2学年	第3学年	
各教科の 授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭 外国語	70	70	35
道徳の授業時数	35	35	35	
総合的な学習の時間の授業時数	50	70	70	
特別活動の授業時数	35	35	35	
総授業時数	1015	1015	1015	

注) 中等教育学校の前期課程においても同様の改正を予定  
(この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。)

### (2) 構造改革特区関係

構造改革特別区域研究開発学校設置事業を内閣総理大臣が認定する手続きを経なくても文部科学大臣の指定により実施することを可能とする。(平成18年閣議決定事項)

このため、文部科学大臣が、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校において、当該学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法に定める学校種ごとの教育の目標等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たすと認める場合にあっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、学校教育法施行規則に規定する各教科等の種類及び授業時数並びに学習指導要領によらないことができる旨を新たに規定する。

### (3) 施行期日

- (1) については、小学校に関する規定は平成 23 年 4 月 1 日から、中学校に関する規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行。
- (2) については、平成 20 年 4 月 1 日から施行。

## 2. 幼稚園教育要領案

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 38 条の規定に基づき、幼稚園教育要領（平成 10 年文部省告示第 174 号）の全部を次のように改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

注：幼稚園教育要領案は別添資料参照

## 3. 小学校学習指導要領案

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 52 条の規定に基づき、小学校学習指導要領（平成 10 年文部省告示第 175 号）の全部を次のように改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間における小学校学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

注：小学校学習指導要領案は別添資料参照

## 4. 中学校学習指導要領案

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 74 条の規定に基づき、中学校学習指導要領（平成 10 年文部省告示第 176 号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間における中学校学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

注：中学校学習指導要領案は別添資料参照

## 5. 構造改革特区関係の学校教育法施行規則の一部改正に伴って制定する告示案

構造改革特区に関する上記 1. (2) の改正を受け、教育基本法及び学校教育法に定める学校種ごとの教育の目標等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものと認める基準を予め明確にするため、当該基準を以下のように定める。

- 一 学習指導要領において全ての児童又は生徒に共通して履修させる内容として定められている事項について、当該特別の教育課程において適切に取り扱うものとされていること。ただし、異なる種類の学校間の連携により一貫した特別の教育課程を編成する場合（設置者が異なる場合には、当該設置者の協議に基づき定めるところにより教育課程を編成する場合に限る。）にあっては、当該特別の教育課程全体を通じて、適切に取り扱うものとされていること。

- 二 前号に掲げる内容を指導するために必要となる標準的な総授業時数が確保されていること。
  - 三 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
  - 四 義務教育段階において特別の教育課程を編成する際には、保護者の経済的な負担への配慮を含め、義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、児童又は生徒が転出入する際の配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。
- また、指定に関して必要な事項は別に定める。

[参考]

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」中央教育審議会答申（平成20年1月17日）（抜粋）

- 構造改革特別区域研究開発設定事業は、構造改革特別区域制度を活用し、内閣総理大臣の認定により、学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を可能とする制度である。この特区研究については、平成18年4月の閣議決定において、特区として内閣府に申請し、内閣総理大臣が認定するという手続きを経なくとも、文部科学省が直接申請を受け付け、審査、認定することにより、このような特例措置が可能となるよう求められている。
- このため、公教育を担う学校が学校教育法や同法に基づく学習指導要領等によって教育を行うことは当然であるが、新たな教科の創設などの創意工夫を、特例措置を講じてでも図りたいという構想とそれを実現する具体的な手段を有する学校や設置者からの申請について、学校教育法に規定するそれぞれの学校段階の目標や学習指導要領の定める各教科等の目標や内容等との適合性など一定の要件を満たす場合には、文部科学大臣の認定を経て特例措置を認める仕組みを導入する必要がある。